

2026年4月28日

公正取引委員会・中小企業庁・特許庁宛

「知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用等に関する指針」
(案)及び「契約書ひな形」(案)に対する意見

一般社団法人 日本知的財産協会
理事長 小林 利彦

【意見1】

◆該当箇所

指針案 第2-1-(2)-ウ 適切な範囲のNDAの締結(別紙1の12頁脚注26)

◆意見内容

AIを利用する際の注意喚起として「入力プロンプトとして入力した秘密情報が、使用目的を超えて、AI学習目的で使用されるという問題」「入力プロンプトとして秘密情報を入力する行為が、AI開発者・提供者に対する秘密情報の開示に該当するのではないかという問題」「秘密情報が学習用データとして利用された場合、AIの出力に学習用データとして用いた秘密情報が出力される可能性」の具体例が記載されている。

各省庁にて発行されているガイドラインやチェックリストにも同趣旨の言及がされているが、昨今の企業実務においては、AIを利用するに際し、学習機能を使わない状態であったり、AIを自社のオンプレミス環境(プライベートクラウド)に導入するなど、AI学習や第三者へ機密情報が開示されないようにした上での利用が進んでいる。また、企業がAIをRetrieval-Augmented Generation(いわゆるRAG)形式にて利用する場合においては、RAGの参照先に秘密情報が含まれることがあり得るが、その取り扱いについては利用態様や管理状況によっては目的外利用該当性が問題とならない場合もある。

新しい指針においては、現在のAIの活用実態を考慮いただき、AIの利用と秘密情報の開示について言及いただきたい。

【意見2】

◆該当箇所

指針案 第2-1-(3)-ア-(ア)-① 独占禁止法等の考え方(別紙1の14頁)

指針案 第2-1-(3)-ア-(イ)-① 独占禁止法等の考え方(別紙1の16頁)

指針案 第2-1-(3)-ア-(ウ)-① 独占禁止法等の考え方(別紙1の17頁)

指針案 第2-1-(3)-ア-(エ)-① 独占禁止法等の考え方(別紙1の19頁)

◆意見内容

優越的地位の濫用等とならない「正当な理由」の内容について

本指針案の上記該当箇所に示された「独占禁止法等の考え方」によれば、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあるのは、基本的に、発注者の要請に「正当な理由」がな

く、一方的な場合であって、受注者が「今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない」場合である。

発注者は、自身の事業目的を達成するため受注者に様々な要請を行うことがあるが、受注者側がどのように考えて受諾してくれたのかは通常知り得ない為、発注者自身の要請が「正当な理由」ありと判断されるか、なしと判断されるかを正確に見極める必要があると共に、受注者としても発注者の要請についての「正当な理由」の有無を合理的に判断する必要がある。

ここで、本指針案では、発注者側が注意すべき「問題となり得る事例（＝正当な理由なしの事例）」が多く列挙される一方で、要請に「正当な理由」がある事例や考え方についての記載が極めて少ない。

本指針の目的は「知的財産権等の取引環境の整備によりイノベーションを促進する」ことであり、本指針が逆に日本における事業者間の取引やオープンイノベーションを委縮させるようなことにならないよう、「正当な理由あり」と判断される事例や考え方を追記していただきたい。

【意見3】

◆該当箇所

指針案 第2-2-(3)-イ-(エ)-① 独占禁止法上の考え方（別紙1の43頁）

◆意見内容

本指針案に示された「(エ)著作者人格権の不行使条項の設定」における独占禁止法上の考え方として、「発注者が、取引の相手方である受注者に対し、一方的に著作者人格権の行使を制限する条件を設定する場合」について優越的地位の濫用として問題となるおそれがあるとしている。また、一方的に制限する場合について脚注61に例として「受注者において著作者人格権の行使を必要とすることが想定される場合」とあるが、どのような場合に著作者人格権の行使を必要とするかの例示も挙げていただきたい。

発注者としては、自社HP、商品のデザインやキャラクターの制作などを依頼した場合、著作者人格権（特に同一性保持権）の不行使を定めておかないと発注者が自由に修正できなくなる不合理が生じるため、それとのバランスを考えるためである。

【意見4】

◆該当箇所

指針案 第2-3-(3)-ア 基本的な考え方（別紙1の62-63頁）

◆意見内容

本指針案に示された「(3)共同研究開発等ーア 基本的な考え方」の「あるべき姿」において、「共同研究開発によって得られた成果の帰属は、技術やアイデアの貢献度によって決められることが原則である。」としている。

ここで、技術やアイデアの貢献度が重要視されるのは「発明者」などを認定する場面であり、「成果の帰属」を決定する際の原則とは言えないと考える。

共同研究開発の成果物に対する貢献としては、研究開発費用の負担、設備の提供等もあり、共同研究開発の現場では、技術やアイデアの貢献度に加え、研究開発費用の負担や設備の提供等の貢献も総合的に考慮して成果の帰属を決めるのが原則であるべきである。

このような現場の実態に沿って、共同研究開発における成果に対する貢献については、研究開発費用の負担、設備の提供等も当然考慮されるべき旨の記載に修正いただきたい。

また、「当該他方の当事者が研究開発の経費の多くを負担する場合に、研究の結果創出された全ての知的財産権等は研究開発経費の負担側に帰属すべきという主張が起こりがち」との記載があるが、ここでいう「当該他方の当事者」が全ての知的財産権等を自らに帰属させるに見合った費用負担をしていないのに、単独の帰属を求める例は、ゼロではないかもしれないが、「起こりがち」という表現は行き過ぎであり、「起こることもある」程度の記載に変更するべきと考える。

【意見5】

◆該当箇所

指針案 第2-3-(3)-ア 基本的な考え方（別紙1の62-63頁）

◆意見内容

本指針案に示された「(3)共同研究開発等ーア 基本的な考え方」の「あるべき姿」において、「……。特に、もっぱら一方の当事者のみが技術やアイデアを提供している場合であって、他方の当事者のみに単独で帰属させるときには、原則として当該知的財産権等の適切な対価を支払うこと。」「その際、当該知的財産権等を提供した当事者が望めば、共同研究の成果を同社も利用できるよう、無償で実施権を設定するなど、共同研究に携わった当事者の利用可能性に配慮すること。」と書かれている。

知的財産権等の帰属を求める当事者は、予め研究開発費用に織り込む場合も含め、それに見合った対価を支払うのが、共同研究開発の現場ではむしろ普通であり、あるべき姿であるにもかかわらず、それでもなお、技術やアイデアを提供した当事者に無償で実施権を設定するなどが原則と解されるような表現は避けるべきと考える。例えば、上記を「その際、当該知的財産権等を提供した当事者も、共同研究の成果を利用できるよう、合理的な条件で実施権を設定するなど、共同研究に携わった当事者の利用可能性に配慮すること。合理的な条件は、無償が適切な場合もあれば、有償としたり、使用について制限（用途、技術分野、事業分野等の制限）を設けたりすることが適切な場合もある。」のように、双方のバランスを考慮することが重要と考える。相手方に不合理な要求を突きつける一部の共同開発当事者の存在に引きずられて、合理的な研究開発費用負担や対価を支払っている研究開発当事者が不合理を強いられる事態は避けなければならないと考える為である。

【意見6】

◆該当箇所

本指針案全般

◆意見内容

附属する契約書ひな形の取り扱いについて

本指針案の各所で言及されているとおり、独占禁止法との関係で問題となる行為の1つとして自社のひな形であることを理由として修正協議に応じないことが挙げられている。

それに対し、本指針案においても附属資料（別紙2）として各種ひな形を作成いただいた点は、大変有難い。

しかしながら、契約実務の交渉場面に目を向けると、各案件のビジネス実態に即したひな形の修正を提案しても（合理的な修正の提案をしても）、行政庁が作成したひな形であることを論拠として、修正交渉が難航するケースが少なからず存在するのも事実である。

このような事態を防ぐために、各種ひな形は、各案件のビジネス実態に合致するように相手方と充分協議して具体的案件に応じて修正して利用することが前提となっている点を本指針の適切な部分に明示いただきたい。

特に、共同開発契約書、知的財産の取扱いに関する契約書（開発委託契約）においては、知的財産の帰属及び利用条件の設計そのものが交渉の中心となるため、ひな形をベースにすることはよいとしても、各案件の個別事情に応じた修正が不可欠である旨を明確化いただきたい。

以上